こまどりケーブル株式会社　加入契約約款

こまどりケーブル株式会社(以下「当社」という)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」という)は、以下の条項によるものとします。

第1条(約款の適用)

当社は、放送法（平成23年6月24日法律第74号）第140条第2項に基づき総務大臣に届け出るこのこまどりケーブル株式会社加入契約約款（以下「本約款」という）により、テレビサービスを提供します。

第2条(サービスの提供)

当社は、サービスを提供する区域(以下「業務区域」という)内において、サービス提供に必要な施設(以下「本施設」という)を設置するとともに、加入者に次のサービスを提供します。

(1)基本プランサービス

放送法第11条に基づき当社が再放送同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送及びFMラジオ放送の同時再放送サービスならびに自主放送サービス

(2)デジタルプランサービス、スタンダードプランサービス、プライムプランサービス

基本プランサービスに当社が指定する番組を加えた番組を当社が提供するデジタル端末設備（STB）、記憶装置内蔵デジタル端末設備（HDDSTB）により提供するサービス

第2条の2（こまどりスマートTV　Boxサービス）

こまどりスマートTV　Boxサービスは別に定める「こまどりスマートTv Boxサービス利用規約」により提供するものとします。

第3条(契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行なうものとします。

第4条(契約の成立)

加入契約は、加入者があらかじめこの本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、第2条のサービスのうち記憶装置内蔵デジタル端末設備の設置については、事前に「デジタルプラン」、「スタンダードプラン」、「プライムプラン」の契約を締結していること、または本申込みと同時に締結することが必要となります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条項に該当する場合は、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)申込者が本約款に違反するおそれがある場合

(2)申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を含みます。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合

(3)申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合

(4)申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合

(5)申込内容に虚偽の記載があった場合

(6)設備の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合

(7)申込者の受信機およびB-CASカードまたはACASチップが本サービスで提供するコースまたはタイプに対応していないと当社が判断した場合

(8)申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合

(9)その他、当社の業務遂行上支障がある場合

3. 当社は、契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知するものとします。

第4条の2（初期契約解除制度）

加入者は前条第3項の通知受領後8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。

2. 前項の解除は、加入者が文書を発した時にその効力を生じます。ただし、加入者は、別表の項目に記載の工事が既に施工されている場合の工事費および別表に定める申込事務手数料を、当社にお支払いいただきます。

第5条(契約の有効期限)

加入契約の有効期限は、契約成立日から3年間とします。但し、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも何らかによるの意思表示のない場合には、引き続き1年間自動更新するものとし以後も同様とします。

第6条(料金等)

加入者は、別表に定める料金表に従って、加入契約金、申込事務手数料、引込工事負担金、その他工事費、利用料金等を当社に支払うものとします。なお、加入者は、記憶装置内蔵デジタル端末設備のうちブルーレイディスク装置を付加したデジタル端末装置を設置する場合は、別表に定める特別機器負担金を当社に支払うものとします。

2. 利用料金は、サービス開始日の属する月の翌月から支払うものとします。但し、特別番組利用料についてはサービス開始日から支払うものとします。

3. 当社は、第2条に定める同時再放送業務ないし番組サービス業務を、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金を前項の規定にかかわらず無料とします。

4. 利用料金は、社会経済情勢の変化、サービスの内容拡充等により、改定することがあります。この場合、改定日の1ヶ月前までに加入者に通知するものとし、加入者は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を支払うものとします。

5. 当社が設定した各料金の中には、NHKの放送受信料（衛星放送の受信料を含む）及びWOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。

6. NHKと受信契約を締結していない加入者は別途NHKと受信契約を結んでいただきますが、当社とNHKとの委託約定によりNHK放送受信規約による放送受信料を、加入者の意志、選択により当社の月額利用料に合算して当社が代理徴収することができます。

7. 一部のオプションチャンネルの受信には、別途放送事業者との契約が必要となる場　合があります。その場合、視聴方法および料金その他の条件については、当該放送事業者の定めに従うものとします。

8. ホテルや特定の事業者、その他については、番組視聴に関して一部のものについて別途契約を締結していただくことがあります。

第7条(料金の支払)

加入者は、加入契約金、申込事務手数料、引込工事負担金、工事費、利用料金等を、当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により当社に支払うものとします。

2. 当社は、加入者に対して口座振替の際は請求書及び領収書の発行は、行わないものとします。

3. 加入者は、利用明細等をマイページで確認することができます。

4. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキの発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。

第8条(加入契約金の返却)
当社が受領した加入契約金は、返却しないものとします。
2. 天災事変または当社の責に帰さない事由等により、当社が業務を継続することができなくなった場合についても、加入契約金を返却しないものとします。

第9条(遅延利息および督促手数料)
加入者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
2)当社は加入者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合であって、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別表 5 に定める督促手数料を別途請求いたします。

第10条(デジタル端末設備(STB)の提供)
当社は、「基本 S プラン」「基本+BSプラン」「デジタルプラン」、「スタンダードプラン」「プライムプラン」のサービスを受ける加入者に対しては、加入者が指定するテレビ、ビデオステレオ等の受信機にデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)を提供し接続するものとします。
2. 加入者は、提供されたデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしにデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)を移動または取り外し等はできないものとします。
3. 加入者の故意または過失によるデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)及び付属するリモコン類の破損、紛失等を生じさせた場合には、その実費相当分を当社に支払うものとします。
4. 当社が提供するデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)は、当社が所有し加入者に貸与するものとします。
5. 当社は、当社が提供する記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生できなかった場合等、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 加入者は、当社が提供する記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)または外部記憶装置を接続することが可能な(STB)を当社が交換する必要がある場合および第20条第3項、第23条第3項または第24条第2項の規定により当社に返却する必要がある場合には、あらかじめ録画編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)に記録された一切の権利を放棄するものとする。
7. デジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)に設置される付属のBSデジタル放送用ICカード(以下「B－CASカード」という)及びデジタルケーブルテレビ放送限定受信用ICカード(以下「C－CASカード」という)の取り扱いについては、第18条の規定によるものとします。
8. 加入者は、当社が予告なく必要に応じて行うデジタル端末設備(STB)または記憶装置内蔵デジタル端末設備(HDDSTB)のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第11条(費用の負担)
当社は、本施設のうち放送センターから幹線分岐装置(以下「クロージャー」という)までの施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。
2. クロージャーから加入者の利用場所側の終端に設置される放送用光受信機器(以下「V－ONU」という)までの引込工事については、別表の引込工事負担金を加入者が負担するものとします。
3. V－ONUの出力端子以降の施設(但し、第10条により当社が提供する端末設備を除く)及び引込みに要する自営柱、地下埋設等の加入者敷地内の特別な施設は加入者が設置しその費用を負担するものとします。但し、使用する機器、工法等については当社の指示に従うものとします。
4. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払います。その場合、当社における当該工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。

第12条(施設の所有関係)
本施設のうち放送センターからV－ONUまでの施設及び当社が提供する端末設備は、当社の所有とします。本施設のうちV－ONU出力端子以降のすべての施設(但し、当社が提供する端末設備を除く)及び前条第3項で規定した自営柱・地下埋設設備等の施設は、加入者の所有とします。

第13条(施設の維持管理)
当社は、放送センターからV－ONUまでの施設及び当社が提供する端末設備について維持管理します。
2. 加入者は、当社が施設維持管理、保守工事の必要上、やむを得ず放送サービスの提供を一時停止することがあることを承認するものとします。

第14条(故障・保守等に伴う責任負担)
当社は、提供する放送サービスの利用に異常が生じた場合は、これを調査し必要な処置を講じます。
2. 当社の提供するサービスの利用に異常をきたしている原因が加入者の受信機または加入者施設の故障等による場合は、その修復に要する費用は加入者に負担していただきます。また、加入者施設の故障によって生じた当社に対する損害についても損害賠償を求めることができるものとします。
3. 加入者は、故意または過失によって第12条に規定する当社所有の施設に故障、破損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。

第15条(放送内容の変更)
当社は、やむを得ない事情により放送の内容を変更する事があります。

第16条(免責事項)
当社は、サービスの一時中断、内容の変更、および天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じません。

第17条(利用に係る加入者の義務)
当社または当社の指定の業者は、サービスを提供するために必要とする本施設の設置・調査・修復・撤去等を行うために、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への立入りができるものとします。
2. 引込施設の設置工事は、当社または当社指定の業者が行うものとし、加入者の施設についても当社の基準に従うものとします。
3. 端末設備の設置工事は、当社または当社指定の業者が行うものとします。

4. 加入者は、加入者引込線設置工事施行についてあらかじめ地主・家主・その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社は責任を負いません。
5. 当社は、本施設を設置するために必要な限度において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を、無償で使用することができるものとします。
6. 加入者は当社に届けている情報に変更が生じた場合は速やかに当社に申し出るとともに、所定の手続きを行うものとします。

第18条（B－CASカード及びC－CASカードの取り扱い）
加入者は、B－CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B－CASカード使用許諾契約約款」を承認しその定めに従って使用するものとします。
2. C－CASカードを必要とする加入者は、デジタル端末設備（STB）１台につき1枚のC－CASカードを、当社より無償貸与されるものとします。
3. 当社が提供するC－CASカードは、当社が所有し、加入者は、データ追加及び変更並びに改変することはできません。
4. 加入者は、前項の行為により当社及び第三者に及ぼした損害・利益損失について賠償するものとします。
5. 加入者は、当社が予告なくデータの追加及び変更並びに改変することを了承するものとします。
6. 加入者の故意または過失によるC－CASカードの破損紛失等の場合には、その実費相当分を当社に支払うものとします。
7. 加入者は、契約の解除等によりC－CASカードを使用する必要がなくなった場合は、速やかに当社に返却するものとします。
8. 当社は、必要に応じて加入者にC－CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

第19条(禁止事項)
加入者が、以下の行為をすることを禁止します。
(1)本施設に、加入申込書に定める台数を超える受信機を接続すること。
(2)加入者引込線に線条その他の導体等を連結して、当社のサービスを無断で受信すること。
(3)当社が提供する端末設備を分解もしくは改変して、サービスを無断で受信すること。
(4)当社が提供する端末設備以外の端末設備もしくは端末設備の機能を代替する機器等を加入者施設に接続すること。
(5)法令に反し、もしくは対価を受けて当社の放送番組をテープ・配線等により第三者に提供すること。
2. 加入者が前項(1)(2)(3)(4)(5)に違反した場合、加入者は当社のサービス提供を受け始めたときに遡って、当該料金を当社に支払うものとします。

第20条(一時休止及び再開)
加入者は、当社のサービス提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、直ちにその旨を申し出るものとします。この場合、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は、第6条の規定にかかわらず無料とします。
2. 前項の一時休止期間は1ヶ月単位とし、最長1年を限度とします。
3. 加入者は、一時休止期間中は、貸与された端末設備を当社に返却するものとします。
4. 加入者は、一時休止及び再開に要する費用を当社に支払うものとします。

第21条(設置場所の変更)
加入者は、技術的に可能な場合、当社が承諾した上で受信機・端末設備の設置場所を変更できるものとします。
2. 加入者は、前項の規定により受信機・端末設備の設置場所を変更しようとする場合、その旨を申し出るものとします。
3. 加入者は、当該変更に要する費用を負担するものとします。
4. 変更に伴う工事は、当社または当社指定業者が行うものとします。

第22条(名義変更)
加入者は、次の場合に限り、当社が承諾すれば加入者の名義を変更できるものとします。
(1) 相続または法人の合併の場合
(2) 新加入者が、旧加入者の加入契約に定める端末設備の設置場所において、当社のサービス提供について権利業務を継承する場合
2. 前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者はその旨の申し出を行い、名義変更に伴う設備の変更工事が発生した場合、変更に要する費用を負担するものとします。

第23条(解約)
加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前までに、当社にその旨を申し出るものとします。
2. 当社は、加入者の事情により契約解除する場合、加入契約金およびその他工事費は、返却いたしません。
3. 第1項による解約の場合、当社は当社の施設を撤去します。但し、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
4. 加入者は、第2条の1の（2）のサービスを解約する場合は、別表に定める解約諸費用を当社の指定する方法により指定する期日までに当社に支払うものとします。
5. 当社は、加入者が加入契約金、申込事務手数料、引込工事負担金、およびその他工事費を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して2ヶ月支払わなかった場合、催告のうえサービスの提供を停止し加入契約の解除ができるものとします。
6. 加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

第24条(加入者の義務違反によるサービスの停止、解除)
当社は、本約款に違反する行為があったと認める場合は、当該加入者に催告のうえ、サービス提供を停止、あるいは加入契約を解除することがあります。
2. 加入者は、前項により当社のサービス提供を停止され解約となった場合、直ちに本約款によるすべての権利を失います。但し、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

第25条(加入者個人情報の取り扱い)
当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）及びこの指針第27条に基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という）及びこの本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社のポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。

3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第26条(加入者個人情報の利用目的等)

当社は、第2条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

(1)サービス契約の締結
(2)サービス料金の請求
(3)サービスに関する情報の提供
(4)サービスの向上を目的とした視聴者調査
(5)受信装置の設置及びアフターサービス
(6)サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
(7)加入者にとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供
(8)サービスの提供に関連しての第三者への提供(第3項に該当する場合に限る)

2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合は、この限りではありません。

(1)本人が書面等により同意した場合
(2)本人の求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し，又はポリシーに定めて本人が容易に知りうる状態においたとき
ア. 第三者への提供を利用目的とすること
イ. 第三者に提供される加入者情報の項目
ウ. 第三者への提供又は方法
エ. 本人からの求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止すること
(3)第27条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
(4)第28条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
(5)当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対する加入申し込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をカード会社に提供する場合(これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人へ通知して登録情報の修正を行う場合を含みます)

4. 当社は、前項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

5. 当社は、本人から当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知りうる状態においてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2)当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
(3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第27条(加入者個人情報の共同利用)

当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうちポリシーで定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2. 当社は、第4条第2項の規定に基づいて加入申し込みを承諾しなかった場合、又は第24条第1項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報を、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第4条第2項又は第25条第1項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社及び当社の代理人が、前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第28条(加入者個人情報の取り扱いの委託)

当社は、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3. 当社は、第1項の委託先との間で、第26条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第29条(安全管理措置)

当社は、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の措置をとります。

第30条(本人による開示の求め)

本人は、当社に対し、ポリシーに定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社又は当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3)他の法令に違反することとなる場合3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第31条(本人による利用停止等の求め)
本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、ポリシーに定める手続きにより、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
(1)当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
(2)加入者個人情報の利用の停止
(3)加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を、本人に対し、遅滞なく文書により通知します。

第32条(本人確認と代理人による求め)
当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、ポリシーに求める手続きにより行います。
2. 本人は、第27条第5項、第31条第1項又は第32条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第33条(本人の求めに係る手数料)
当社は、第26条第5項及び第30条第1項の求めを受けた場合は、別表に定める各種書面発行手数料を請求します。
2. 前項の手数料は、現金又は切手で申し受けます。

第34条(苦情処理)
当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きはポリシーに規定します。

第35条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)
当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項に基づく求め、第34条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、ポリシーに掲載された窓口において受け付けます。

第36条(加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置)
当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、速やかに、その事実関　係を本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第 30 条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第37条(国内法への準拠)
この本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等について奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

第38条(定めなき事項)
この本約款に定めなき事項が発生した場合には、当社と加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第39条(約款の変更)
当社は、本約款を変更することができるものとします。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1カ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続した時は、加入者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

付則
1. 当社は特に必要がある場合は、この本約款に特約を付することができるものとします。
2. 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。
3. 原則として、別表の基本 S、デジタルプラン、デジタルHDプランへの新規、変更、追加申込みはできません。
4. 本約款は、令和7年4月1日から施行します。

(別表)

料　金　表

＊すべての金額は消費税込の価格です。請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

1. 加入契約金

項目	単位金額
加入契約金	1 世帯につき　16，500円

2. 利用料金

項目	単位金額
基本プラン	1 世帯　月額　1，650円
基本 S　※1	1 台目　月額　1，760円
基本+BS セット　※1	1 台目　月額　1，980円 2 台目以降　月額　330円
デジタルプラン　※1	1 台目　月額　4，400円 2 台目以降　月額　1，980円
デジタル HD プラン　※1	1 台目　月額　4，510円 2 台目以降　月額　1，980円
スタンダードプラン　※1	1 台目　月額　4，510円 2 台目以降　月額　1，980円
プライムプラン　※1	1 台目　月額　5，170円 2 台目以降　月額　1，980円
基本プラスプラン　※2	最大 3 契約まで(プランは同一に限る) 月額　1，980円
BSセットプラス　※2	最大 3 契約まで(プランは同一に限る) 月額　2，200円
スタンダードプラスプラン　※2	最大 3 契約まで(プランは同一に限る) 月額　4，620円
プライムプラスプラン　※2	最大 3 契約まで(プランは同一に限る) 月額　5，390円
セレクトプラス(A/B/C)　※2	最大 3 契約まで(プランは同一に限る) 月額　3，850円

※1 地上光ネットワークを利用し提供されるデジタル放送サービスを、当社施設およびSTBのCASカードを使用して提供する方法
※2 BS・110度CS衛星を利用し提供されるデジタル放送サービスを、当社施設および加入者施設のB－CASカードまたはACASチップを使用して提供する方法

3. オプションサービス利用料金

項目	単位金額
楽見録DX	1 台目　　月額　1，320円 2 台目以降　月額　1，320円
4K-STB	1 台目　　月額　1，320円 2 台目以降　月額　1，320円
ブルーレイ楽見録 DX	1 台目　　月額　2，420円 2 台目以降　月額　2，420円
こまどりケーブルプラス STB	1 台目　　月額　1，100円
こまどりケーブルプラスSTB-2	1 台目　　月額　1，320円
特別番組利用料※3	別途定める金額（チャンネル・番組後に定めます）
付属機器利用料	利用する機器ごとに定めます
付属機能利用料	利用する機器ごとに定めます

※3　機器１台（CASカードまたはACASチップ）ごとに月額利用料が必要です。WOWOWの受信には別途WOWOWとの契約が必要です。

4. 工事費等

項目	単位金額
引込工事負担金 1 引込みにつき	FTTH エリア　　59，840円
宅内工事費	17，600円
その他工事費	見積により　　実費
特別機器負担金	8，800円
解約諸費用	別に定める金額

5. 手数料等

項目	単位金額
申込事務手数料	3，300円
プラン変更手数料	3，300円
督促手数料	110円
各種書面発行手数料	1 通につき　　220円
お知らせハガキ発行手数料	1 通につき　　88円
適格請求書送付料	1通につき　　110円

（以上）